

十勝圏複合事務組合告示第12号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり告示する。

令和元年10月31日

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿

1 資金不足比率

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|----------|--------|---------|
| 余熱利用事業会計 | — | 20.0% |

資金不足額がないため「—」と表示される。

<用語解説>

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）

夕張市の財政破綻を契機に従来の普通会計の財政指標のみでは把握しきれない、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターなどを含めた地方公共団体全体の財政状況を明らかにし、地方公共団体の健全財政の維持を図ることを目的として平成19年6月に制定。

○資金不足比率

公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の割合を表す指標。資金不足額は、法適用公営企業では流動負債と流動資産の差額、法非適用企業では歳出と歳入の差額により算定される。

○経営健全化基準

公営企業における早期健全化基準に該当するもので、基準以上の場合次の措置が必要となる。

- ・経営健全化計画を策定し議会の議決を得たうえで公表し、総務大臣・知事へ報告。
- ・個別外部監査を受ける必要がある。
- ・計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表。
- ・必要と認められる場合には総務大臣・知事が勧告を行う。